

# 意外と知られていない 訪問看護の基礎知識③

地域ケア科医長 小松 裕和

## 実は、介護保険の訪問看護には利用制限がない！

ケアプランに組み込める範囲であればOK。

1日に複数回、毎日でも、2カ所以上からでも。

ただし、看護師1人対応が基本。

●医療保険と介護保険：2つの利用形態がある

介護保険利用が優先！

以下の2つは要介護認定者でも医療保険対応。

・特別訪問看護指示書

・厚生労働大臣が定める疾病等



今回ご紹介するのは、「実は、介護保険の訪問看護には利用制限がない！」ということです。

訪問看護には「医療保険」と「介護保険」の2種類の利用形態があり、「介護保険」の訪問看護には要介護度に応じて、ケアプランに組み込める範囲であれば利用制限がありません。その範囲内であれば、1日に複数回利用することも、毎日利用することも、2カ所以上の訪問看護ステーションを利用することも可能になります。ただし、看護師は1人対応が基本です。

訪問看護の利用形態が「医療保険」と「介護保険」のどちらになるのか、実は簡単です。要介護認定を受けていれば「介護保険」の訪問看護利用、要介護認定を受けていなければ「医療保険」の訪問看護利用になります。

しかし、これでは要介護認定を受けている方が、吸痰や経管栄養、連日の点滴など医療処置が必要な場合、訪問介護やデイサービスなどの利用も考えるとケアプランに訪問看護を必要なだけ組めないことが出てきます。

しかし、訪問看護は必要な方には必要なだけ利用できるようにできており、要介護認定を受けている方でも「医療保険」での訪問看護が利用できる2つの特別な場合を設定しています。

1) 主治医から「特別訪問看護指示書」が発行された場合

2) 「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する場合

です。ただし、「厚生労働大臣が定める状態等」に該当するのみでは、要介護認定を受けている方が「医療保険」の訪問看護を利用することはできません。

実は、訪問看護は必要な方に利用できるようになっていますので、「たしか訪問看護、こういう利用ができるんじゃなかった？」とまずは医師や看護師やソーシャルワーカーなど、関係者同士で話をしてみることが大切です。